

インド新ビジネス環境時代と「ヒन्दゥー法」の現在

杉 山 圭以子

New Business Environment and Hindu Personal Law in Contemporary India

Keiko Sugiyama

This study will introduce one of the current features of Indian economic practices in the context of the process of globalization and liberalization. Focusing on the nation's income tax law—both modern and secular—as well as perceived traditional aspects of Hindu Undivided Family (HUF), a legal entity, based on the Hindu Personal Law, this paper examines how the law and the entity relate to each other, and in areas of interest such as politics, asset accumulation and gender inequality. The author will reveal the complexity of the ongoing phenomenon of family principles in India.

Keywords : Hindu Personal Law, British Raj, Family controlled-Business, Hindu Undivided Family (HUF), Indian Liberalization,

キーワード：ヒन्दゥー法, イギリス・インド帝国統治, 同族会社, ヒन्दゥー合同家族, インド自由化

はじめに

2015年8月、インドで実施済みの直近の国勢調査の統計値のうち、宗教コミュニティ人口の実態がようやく明らかにされた。この国では末尾に1の付く年が調査年であることから、直近とは2011年に実施された調査結果となる。なんとも遅い公表であるが、2011年調査は19世紀末に国勢調査を初めてインドに導入したイギリスの、その統治時代を最後とする調査項目であった「カースト (caste)」の80年ぶりの復活もあり、その妥当性をめぐって人々の関心が非常に高かった。加えて2014年4月には5年に一度のインド下院総選挙という大きな政治日程もあり、現政権は極めて慎重にこの時点を公表時と

判断したのであろう。

周知の通りインドでは、宗教やカーストという属人的項目が政治と強く連動する。この度の11年調査の結果で明らかになったこととして、まず注目すべきことは、この国の圧倒的多数派を構成するヒンドゥー人口が長く留まっていた8割の大台を微妙に切ったことだ(79.8%)。なにしろ総人口が12億1千万人という数字であるため、そのヒンドゥー人口とは実数にして9億6千万人ともなる。一方、長く1割台にあった「少数派最大コミュニティ」のムスリム人口が1割強(14.2%)の1億7千万人となり、前回調査(2001)を上回った。もちろん、これらは単純数値である。しかし、単純数値でも、そこに一定の言説が走れば、数は力をもつ。たとえばコミュニアリズムとは、宗派主義をはじめ、広義の「対立」をとらえるインド固有の政治用語であるが、そこでは往々にして数の「力関係」が現実には作動し、問題を複雑化させ、時に大きな惨事をこれまで招くことさえあった。

言うまでもなく、調査の項目という性格上、すでに宗教コミュニティの枠組み自体が決まってそれぞれ分断的であると考えののも正しくない。例えば11年調査のなかで、合わせても僅かに3千万人規模にすぎないシク教徒、仏教徒、ジャイナ教徒というコミュニティも同国には存在する。中世、さらには古代にさかのぼり、この社会が歴史的にどのように成立してきたのかを受けとめて、人々は今日、これら少数派を多数派ヒンドゥー人口のなかに実際には留めて考えることがある。彼らについては、この社会に伝わるいわゆる民法典にあたる属人法としての「ヒンドゥー法」(1947年の独立の後に初めて部分的に成文化された)体系に位置づけられるとする時であり、そこでは諸般にわたって、少数派である彼らもその約束事をヒンドゥー教徒と同じく引き受ける存在である。

もっとも、ヒンドゥー法の運用については、細部もある。例えば、大航海時代から1961年に至るまで、ポルトガルの主権が及んでいた西部インド・ゴア州のヒンドゥー教徒たちは、今日も依然として、ポルトガルの民法典を土台として存続してきたゴア法典に従う。同法典はその植民地時代に形成されたここインドでは例外的な属地法であるため、ヒンドゥー教徒以外の他コミュニティにもこれは適用される。ところが、また先のヒンドゥー法に話を戻せば、この国ではその他コミュニティをそれぞれ支配するのは複数の別個の属人法であるから、現実にはひどく複雑なことになっている。このような事

情を前提に、現行インド憲法の指導原則は、そうしたバラバラの「宗教コミュニティ法」の存続ではなく、むしろ国民の間に完璧に横断的な「統一民法」の制定こそを促し、国民統合の観点からも依然それをインドの努力目標と定めたが、それからすでに半世紀以上も経過し、現実は何ら変わっていない。

国政調査値の公表に重なり、いきなりインドをめぐる「ひと」の帰属の枠組の話をしてきた。一体、億の単位が平然と提示される社会を観察するとはどういうことを言うのだろうか。インドと向き合い、しばしば自問してきたことである。枠組のなかに収まる数の力に助けられながらも、はたして、そこから人々の現実がどれほど見えているのだろうかかと数で「仕切られる」対象のあり方についても考えをめぐらしてきた。ひとの帰属なるものを示す枠組みを、ひとの多様性が立ち上がる諸々の現場を、むしろ仕切らず、「関係」を拾い上げながら、語られないものかと。

以下は、このような関心から、インド成長の時代の今日を描いてみようという試みであり、ここではとくにインドの新しいビジネス環境、税と宗教コミュニティ法とのつながりに焦点をあてる。

I インド新ビジネス環境時代と同族関係の文脈

近ごろ、「コーポレートガバナンス（企業統治/そのための指針）」という言葉をよく耳にするようになった。1990年代以前には、アカデミズムの世界を除いて、ほとんど使われることはなかったこの言葉が急速に社会に広がりはじめた背景には、言うまでもなく世の中の大きな変化がある。企業現場の最前線にとって、まずその目的は経営資源の効率活用であり、そのために企業経営そのものの適法性と収益性を図り、営利活動をその範囲でもっとも健全に立ち上げることにある⁽¹⁾。けれど企業経営とは、そもそも本来そのようなものでなければならなかったはずだ。そのようなあるべき企業の本来の立ち位置に、今あらためてコーポレートガバナンスが声高に叫ばなければならない背景には、急速に世界が「つながった」一つの経済活動のなかにあるという新しい前提があるからだ。それぞれに「よし」と済ませてきた各国の企業統治の枠組みやルールが、現在それで揺れ動いている。

元手となる資本本来の増殖運動とは言え、今日の資本主義市場はかつてない不安定要因を内にたえず抱えている。過剰な資本の供給が生み出す投機利

潤をめぐる熱狂をあげるまでもなく、むき出しの競争がさまざまなレベルで世界を瞬時に駆け巡り、その緊張を各方面に日常的に顕とする。一方、異常な金融活況とは別次元にある、ひとが具体的に生きる現場では、先進国を中心に、急速な高齢化や少子化、さらにはそれによるところの企業活動拠点の移動といった連鎖が進み、今後も低成長経済への見通しだけはまずありきの不安含みである。今や確かなことはただ一つ、成長期にはなかった土台に利害関係者がグローバルに「つながって」いることだ。そこに分け入り、そこを支える道筋がこうして問われるようになった。混乱や低迷、危機や破綻が続いた後での痛みも加勢した。そこから、調和や節度、さらには責任や持続可能な成長という価値創造を支える仕組み作りの実際が、いよいよ個々の企業経営の本気度に求められている。仮にもそのような統治マインドなくこの市場レースに参加するような無防備な企業は、収益力云々の前に、まず時代のアクターとして投資家に一顧もされない時代となった。

こうしてコーポレートガバナンスは、今日、世界が行き着いた（そしてこの瞬間も変化してやまない）市場経済の「現段階」を前提に、経営者自身が時代に要請される透明性の高い企業行動をいかに構築するかにかかってあり、そのための「変革付き」ビジネス環境インフラであるとも言える。また、もしその取り組みに一定の効果がみられ、取引信用が不動なものとなり、企業経済活動に弾みがつく先に各国経済の発展もあるとすれば、そのまま公の利益ともなっていく。コーポレートガバナンスはその意味で、政府の態度や指針も企業自身のそれと同じく無関係ではありえない。

2015年8月現在、インド経済がGDP成長率7%と底堅く推移している(2015年4月～6月期報告)。折しも、上海株式市場の株価急落をきっかけとする中国経済への先行き不安や資源安で、新興国の経済成長にも暗雲が立ちこめたと一括囁かれるなかでのことだ。そのインドが自由化路線に移行したのが1991年であったから、いわゆる市場経済に参入し、早くも20年余りが経過した。独立以来、社会主義体制下に半世紀をも重ねた歴史は今や人々の昔日の記憶と化しているのが実情だろう。さまざまな不測の要因により時に減速することはあっても、目下、世界経済の成長エンジンであるというインドの地位はほとんど揺るがない。それほど今、この国は確かな成長期を迎えている。経済鎖国時代が終わったのであるから、高級自動車や鉄鋼の欧州ブラ

ンドをこの国の財閥が買収し、世界に大きく打つても出る。まさに世界とつながる時代に入り、その証拠にここでも「コーポレートガバナンス」の言葉を近年よく耳にするようになった。

インドでこの方面の議論が大きく前進したきっかけの一つに、2011年以来現在も続いているOECD（経済協力開発機構）のインド側への熱心な働きかけがある。周知の通り、同機構はヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め現在34か国の先進国が加盟する国際機関である。マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発やコーポレートガバナンスといった新分野についても、加盟国間の分析・検討をおこなうようになっている。まずはその2011年、インドのコーポレートガバナンスを向上させる目的で、同機構がインド企業庁（MCA）、インド証券監督局（SEBI）、証券取引所と政策討議に入っており、同時に現在、インドは加盟国ではないものの、2014年からはその「コーポレートガバナンス委員会」本委員会にAssociateとして参加している。

2011年から始まったこのOECDとインド側とのいわゆる討議については2013年に最終報告が出ている⁽²⁾。その副題にまずここでは注目したい。それは「近親者間の株取引と小株主保護（Related Party Transactions and Minority Shareholder Protection）」としてまとめられており、インド・コーポレートガバナンス改革の中心的問題をストレートに表現したものとして興味深い。ここでの「近親者間」とはそのまま家族、または近い親族を指し、インドではこのような近いつながりの一族によって支配され、そのまま同じ一族が企業の支配株主になっているような所有構造をもつ企業のあり方を目立った特色とする。このように、株の所有が分散されていないところでは、時に所有者である一族が企業グループ全体の実質的な支配権まで確保することがある。実際こうして、支配株主の支配力が高まると、小株主である外部投資家が本来受け取る取引利得を大株主である支配株主により吸い上げられてしまう可能性が大きくなる。すなわち、ここに言う「小株主保護」の問題の所在である。ちなみに同報告書は、インドにおける株保有の実態は意外に分かりにくいとした上で、インド・ナショナル証券取引所に上場する1470社について、2010年時点で支配株主をもつ企業数を全体の57%とする研究を一例として紹介する⁽³⁾。

さて、本稿ではこれ以上、同報告書に深く立ち入るものではない。しかし、

インド・コーポレートガバナンス改革の現在に浮上するこの「家族支配」の問題は、さかのぼれば独立後のインド経済の根幹に実は深く根ざすものであり、それをある意味で決定的に特徴づけたという点で、この国の財閥のあり方も実は切り離せない。

突然ではあるが、ここに一人のインド人のあまりに早すぎる死を伝える5行ばかりの古い小さな記事がある。本稿のこの文脈においては避けては通れまい。故人の名はR.K.ハザリ (R.K.Hazari/1932~1986)、エコノミストである。いわゆる独立インドの「富」の実態調査を初めて手がけた人物であり、この社会に広範な影響力を及ぼすことになる一連の調査論考を、1960年代を通じて精力的に発表した。死亡は、そのはじまりに縁の学術雑誌（現在の Economic and Political Weekly の前身となる Economic Weekly）が没年に伝えたものだ。ちなみに、その初期調査の公表が1960年、そして最終段階でそれが『工業計画認可政策委員会報告書』（1967年）、いわゆる「ハザリ報告書」にまとめられたことはよく知られているところである⁽⁴⁾。本人はその後、同学術誌の編集長を経て、まだ30代の終わりであった異例の若さでインド準備銀行（中央銀行）副総裁に就任している。この間、当時の政界は国民会議派率いるネルーから娘のガンディー女史にバトンが渡され、いわゆるインド型社会主義の継承について言えば、ほぼ筋書き通りの世代交代が進んでいた。

ハザリはその60年代、政府関係内部（Company Law Department）資料の閲覧が可能であった立場で、いわゆるインド財閥傘下にある系列会社の詳しい特定を急いでいた。つまりその調査を通じて、各財閥が集権的にその経営政策を具現化するそれぞれの構造が分かれば、この国の財がどのような仕組みで集積されているかが明らかとなるとしたのだ。こうして、ハザリはその調査を通じて、植民地時代からすでに着実に財をなしていたこの国の大財閥と向き合うことから、現実を明るみに出していった。独立後におけるインド財閥のその経済力の集積過程については、以上の通り、ハザリ自身の分析と並び、それに関する同時代的研究もあり、詳しくはその成果を参照されたい⁽⁵⁾。ただ、ここでの関心に即して言えば、本来、ブルジョワジーたる彼らが独立インドの基軸産業を育成する自立的な経済活動の主体であるべきところ、その初期の段階では国家の役割を承認/利用せざるをえない歴史的条件をまだ背負っていたことを見落としてはならない。

実際、そのことにより、かれらは対外的な競争から守られ、外貨も配分さ

れ、産業法（開発・規制法）下の工業ライセンス制度の恩恵にも浴した（したがって、その経済力の集積を促進したとハザリは分析）。しかし60年代を通じ、このような学術的分析が明らかになると、むしろ彼らの特権的「優遇」も問題視されるようになり、やがてその規制を求める法が70年代初頭に施行されていくインドであった（代表的なものとしてMonopolies and Restrictive Trade Practices Act,1971）。興味深いことに、結果として、この流れはそれまで大財閥の影にあって見えにくかった中規模の家族支配型同族企業の成長に大きく道を開き、いわゆる後続組ながら、今日インド・トップ財閥に名を連ねる企業の確かな事業発信のチャンスとなったことは重要である⁽⁶⁾。

これまで本章においてふれてきた「家族支配」による同族関係であるが、言うまでもなく家族/血族/親族というアクター成員の存在だけをもって言うのではない。なによりインドの企業活動を立ち上げ、規制する法がまずあつての現実であり、その法遵守のうえで行なわれていることは言をまたない⁽⁷⁾。ちなみに現在、インドには証券取引所が23か所もある⁽⁸⁾。なかでも最大都市ムンバイにあるムンバイ証券取引所（BSE）は1875年設立の歴史ある取引所で上場企業数は5700社超とインド最大規模を誇る。そして昨今は経済の好調を享受する株式市場の番人たるSEBI（Securities and Exchange Board of India）と呼ばれる証券監督当局が目を光らせ、コーポレートガバナンスが要求する国際スタンダードの投資環境を守っている。さて、このような「光景」のなかに、確かにその成長を支えるインド企業があるわけだが、ここにHindu Undivided Family (HUF) という、この国の所得税法（Income Tax Act,1961）が定める課税対象があることを紹介しよう。家族支配の実態がこの辺りでようやく可視的になればと考える。

II. 独立インドにおける資本と合同家族

Hindu Undivided Family (HUF)とは、一般に「ヒンドゥー合同家族」と訳される。従来、インドの社会構造を説明する学問的文脈で取り上げられてきたものに、やはり「合同家族」(joint family)という言葉がある。もともとイギリス人が名付けたもので、18世紀半ば以降にこの社会を統治することになった彼らによって一定の使用と普及を見、今日まで伝えられている⁽⁹⁾。その実態の特徴的部分を捉え、jointの部分undividedの語に置き換えられ、「非分離家族」とも呼ばれる場合もある。いずれにせよ、同じ対象を指し、とくに

後者は主に法的運用に組み込まれる際に多く散見される用語である。遠からずその実態に近いものをイメージすれば、大家族の同居共住のそれとなろうが、より厳密にはわれわれが通常、家族の構成単位と考える夫と妻とその子を成員とする家族が、直系血縁者の関係で幾つかの世代にわたり、集合しているかたちである。したがって、そこでは通常われわれが「家族全員揃って」という文脈で理解されるものを拡大したものが現れることになるが、重要なことは、それがかたちとして偶然「そのようになった」現象を指して呼ばれるものではないということだ。むしろ家族全成員の同居が積極的に望ましいことと考えられ、その強い理念のもとで具現化されたものとして捉えられなければならない。その理念を立ち上げる根拠こそ、この国の主要構成メンバーであるヒンドゥー教徒がその歴史のなかで伝えてきたヒンドゥー法そのものである。

今日、正式にはヒンドゥー身分法 (Hindu Personal Law) として存在するいわゆるそのヒンドゥー法であるが、それはこの国に一つの統一された民法典がないことをそのまま示してもいる。1947年の独立の前後には、民法典のそのようなあり方が深く議論され、まさに国民的大論争に発展した経緯がある。なぜなら、個別民法については、それぞれの関係コミュニティ内部に根強い保守派がそれらを「遺産」であるとする時、時代に合わない部分にメスを入れようとする外からの「民主化」の声は、往々にして過度な干渉として政治問題に発展するインドであったからだ。同論争については、やがて1950年代半ば、決着にはほど遠い道半ばで一つの区切りを迎えたが、この問題がインド社会にはらむ潜在的緊張がそれで消えたわけでは今もない⁽¹⁰⁾。その後も折々に、とりわけ独立インドの危機的政治状況下に重い意味を投げかけるものだったことは、またIV章で触れるとする。

ところで、ヒンドゥー法とは、後にも述べる通り、もともと地域的にも慣習的にも錯雑した理念体系の全体であり、一括りにはとてもできない。それでも本稿の問題に関連して言えば、このヒンドゥー法が、とりわけ一族の財、家族財産 (家産) に関する構成員の権利関係を明らかにすることに深い関心を傾けてきたことは注目に値する。そこでは確かに各成員の認知はなされるが、最年長たる男性の長の権限は絶大で、母系制を守ることがあった一部地方を除けば、女子に関わる制限にはとくに厳しいものがある。いわゆる家父長的な権威主義の典型をそこに読み込むことは決して難しくはない。が、こ

のないいわば前近代的法のもとに確立された約束事が、時を超えて、今日のインド経済の文脈に一定の役割を依然として果たしていることが非常に興味深い。

ただし、誤解のないようにいえば、今日のヒンドゥー家族が「合同家族」形態で営まれているような例を見ることはとても稀である。とりわけ都市部の公務員や会社員などの家族形態は、むしろ、われわれが一般に捉える核家族であることの方がはるかに普通である。しかし、外側からは見えにくく、また立ち入り難いこの家産の事情を考慮すれば、意外にもその小さな家族単位がより大きな合同家族の一部であるようなことは珍しくない。つまり、かたちの上では分離形態であっても、「合同」の実際がこの家産の仕組みで事実上成立しているということである。こうした点を明らかにすべく、ここでは、まずHUFを先の所得税法に認められた法実体と捉え、以下、その範囲で特徴的なポイントを紹介する。繰り返すが、同税法に認められるHUFであるが、そのHUFの内実を定義するのはあくまでもヒンドゥー法である。筆者の関心は、この入れ子構造が動く仕組みと考え方である。

HUFについての説明を急ぐ前に、これがそもそも税法上、不思議な公理に支えられていることをはじめに明らかにしよう。普通「ひとが儲けるのは決まって我が身の内」、すなわち身の外側に及んで儲けと呼ぶことはないという謂いがあるとするれば、HUFとは身の内・外とで儲けを産む⁽¹¹⁾。なんとも上手い話ではないか。しかし怪しいものでもなさそうだ。そもそも天下の所得税法で認知されているのだから。しかしながら、その実体は個人とも、法人ともまったく異なる性格をもつ。なにしろカルタ (karta) という設定に家長の役割をもたせ、そのカルタに女性の財産相続権を著しく制限する家父長的規範を守らせながら、家産を所有・設計・管理させてきたからだ。

実はここに、独立後の1956年に大論争を経て成立した「ヒンドゥー相続法 (Hindu Succession Act)」が深く関係してくる。同法は、その施行から2005年の改正まで、家産の相続については直系男性を確認し、家産分散回避の方策として、それまで女性に課せられてきた制限にもまだ全面的に踏み込むものではなかった。それがようやく同改正により前進し、女性も直系男性相続人と等しい「共同相続者 (coparcener)」に一気に引き上げられたことで、その相続権が認められるようになった。この共同相続者については、もともと相続をめぐって、ヒンドゥー法に二つの法源があったことを以下に記しておく

ことで、その意義が明らかとなろう⁽¹²⁾。

一つはダーヤバーガ (Dayabhaga) と呼ばれ、とくにインド東部地域のベンガル、アッサム地方で主流であった考え方であり、相続については家産の絶対的権限をもつ父親の死まで、誰もいかなる権利をそれについて要求できない。したがって、その死の瞬間まで「共同」相続者はいない。生前の父親はあくまで一人の個人であり、強いて言えば、その死が訪れて、そこで初めて成員遺族に家産の共同所有が許される家族関係が生ずる。他方、上記地域を除くインドではミタークシャラー (Mitakshara) 法源を支配的なものとし、相続とは基本的に一家の成員誕生時に発生するそれぞれの権利である。したがって、ここでの家産は成員間で原理的にはすでに父親の死に先立ち「生前」共同相続されていて (2005年改正による男女差の解消はここに反映)、カルタの権限はそのなかで絶対であり、家産維持の総責任者としてその分散回避に努め、配偶者であっても、妻に限ってはこの共同相続の資格はない (合同家族内のメンバー資格だけであり、実質、それは被扶養権となる)。したがって、ここでは生得的に獲得するその地位こそが重要であり、しかもその地位に「経済的家族関係」の維持までを実質的に託されるカルタとなれば、本来、相当に大きな権限をもつことを意味する (実際、伝統的ダーヤバーガ系相続地帯でも、ミタークシャラー法源の影響の下、自発的に同合同家族が選択される場合もあった)。

さて、ここからが極めて現代的文脈である。その総責任者は自らのHUF (口座も含め) を管理しながら、同時に血族で結ばれた成員をも確かに潤していく。すなわち、カルタが機能し、合同家族/HUFの設定が整えば、インド税法はカルタ本人つまり自然人としてのこの個人とは別立ての「家族」課税の枠を認める。それによって、原資としての家産から発生した所得扱いである資産をこの「家族人」に持たせることが可能となる。家産がそれにより減ずるのではもちろんない。むしろ税務上、この手続きにより、本来の申告所得額を自然人本人は合法的に減らすことができるわけであるから、結果的にこの本人は身軽になり、自己身体圏の外で優遇 (儲けの実現) を得る状態となる。また合同家族の他のメンバーもその手続きにより、HUF上の資格を得て、この「家族人」に結果的に家産「負担」の代行をしてもらうため、そのメンバーに及ぶ課税は一切ない。

また、合同家族という関係にはじまるHUFであるが、前述のように、それ

は大所帯のなにかではない。今日ではそれを実現する最小構成単位で立ち上がる一つの家族関係であると合理的に考えられている場合も決して少なくない。そうであれば、婚姻は当初家産の部分的移動の下にいつでも新たなHUFが立ち上がる機会である。しかも「共同相続者」の原理は、一人の自然人を複数のHUFにも血族間同士でつなげ（男性の場合はカルタを含め四親等までが、女性は結婚により実父のHUFを離れ、夫の新HUFのメンバーになるまでが家産の「共同相続者」である）、実際にはその間を大型資産が自由に移動することを妨げない（いわゆる親族間贈与）。現代税法といえども、伝統部分には立ち入らず（入れず、が実態か）の基本が公然となっているこの現実、もはや国家公認の「節税」対策に近いものだ。実際、このような典型的家族形態を内に存続してきた同族企業をインドでは目立った特徴とし、事実それをビジネス単位としてきたのであるから、HUFについては一考に値する。

もっとも、家族支配型の同族経営がいきなり問題だというのではない。インドに限らず、一般に企業は創業者が家族や親しい仲間と立ち上げて、企業規模の拡大に伴い、次第に同族色が薄まっていくという過程は少なくない⁽¹³⁾。この日本においても、非上場企業の多くは同族経営であるし、上場企業で株主構成上はその色合いが薄くても、事実上の同族経営とされる企業は多い。このようななか、昨今のコーポレートガバナンス方針でむしろ同族経営が問題とされるのは、企業価値の向上促進という一点において、とくに経営と資本の独立にどれだけ透明性が確保されているかということだ。インドについて、実はこのような問題意識から企業の株主構成に迫り、同族企業の経営実態を本格的に明らかにしようとする関心が広まってきたのは、やはり自由化後だ。先のOECDのイニシアティブはそのいい例であろう。ただし、今日的文脈がまったく不在のなかで、すでに60年代に、同族支配の問題が資本蓄積の不透明さに関わるとし、独自の文脈からそれを掘り起こした先のハザリ分析の先見性とその意義は大きい。

本章では、合同家族という伝統的に極めて内に閉じた私的な関係が現代税法上にHUFとしてスライドすることで、この国の企業活動における資産強化・統合に事実上有効に資する「現実的」方策を用意することになっていることを述べてきた。政府税務関係者といえども、国家税収の「損失」部分に寄与するこのHUFの功罪を認めざるをえない現状を前に、この社会の奥深く

が中世インドで政治権力に連なって以来の「宗教社会」も同様と考える)。実際ヒンドゥー教の場合、その信仰生活は独自の社会制度や法律、倫理道徳体系と不可分であり、そこに権威たる先のダルマ・シャストラなるサンスクリット文献群が、紀元前にさかのぼる古典ヒンドゥー世界の価値観や行動準則を今日に伝えるものとして登場する。なぜか。インド亜大陸への歴史的移動を果たした「新参者」として、かのアーリア人たちはそこが先住の人々との関係のなかでしか生きられない場所であることを知ったからだ。「戻り」はすでにありえない状況のなかで、やがて当時のエリートたちが一つの道を選ぶ。いかに彼ら独自の社会体制を確立して「よく」生きるか、であった。体制は構造的に理念化された。その際、社会を担いえるのは家を守り社会機能を遂行する家長であり、その理想秩序の先に彼らの完成した世界があった⁽¹⁶⁾。

やがて、その体制づくりが「文献」を通じて徐々に進められていった。かの有名な『マヌ法典』も、実はこの時期の文献群を構成し、その成立は起源前後にさかのぼる。ただし、一步そこに足を踏み込めば、それらは人生の成就とは何かにはじまり、家長の意義、配偶者の選択、家族、祭式と生活、飲食、不殺生、浄・不浄規則、贈与、カースト身分といった個人の私的な領域についての約束事だ。そして、その法を与える権威とその方面でのずば抜けた判断力を持ちえていたのが、事実上、古代インドに生きた高位特権層たるバラモンたちだった。法や、～教がここでは一般概念とかい離し過ぎているという結論を述べようとしているのではない。むしろ、そこに落ちれば本質主義の議論につながりかねず、それ以上の前進はない。眼前の他者はどこまでも硬直したフレームのなかで、固定されたままとならないだろうか。むしろ法や、～教に向かう際のわれわれの通俗的構え方の方を取り外してみればいい。すると、対象の中心は意外なことを議論しているという視点がここでは重要ではないか。ただし、この古典群がそのまま今日言うところの「ヒンドゥー法」であるのかと言えば、またさらなる整理が必要だ。

こうして、ここに至って最後の三点目に行き着く。これは確かに今日の「ヒンドゥー法」の実質につながるところとなるが、一般にここまではほとんど想起されないという点では、やはり一つのハードルであろう。すなわち、それはこの国がおよそ200年もの間、イギリスの支配にあったという史実との「関係」にほかならない。

周知の通り、イギリス東インド会社によるインドの植民地化とは100年も

の時を費やす破格の軍事征服をその内容とし、18世紀半ば、それはまずインド東部地方で始まった。すでに弱体化したムガル朝を継承する各地のゆるい国家に代わり支配者となったイギリスは、やがて財務と税を支配する権利基盤を獲得するや、間もなくその征服領域内の法務に臨む指針を明らかにし(1772年)、現地社会の従前規範に深い関心を示すようになる。事実そうして早くにイギリスは、それら規範について、宗派の別により構成員の生活を律するようであると把握しており、それをやがて彼らはコミュニティ内の属人的な法ととらえ、身分法(personal law)と呼ぶようになった。実際、彼らは身分法が扱う領域と考えた民事には基本的に干渉せずとし、またそのように現地協力者の力を借り、それぞれの関係法に精通するよう当初は努めたのであった。

しかしながら彼らにとって、「ヒンドゥー法」を知るための先の古典文献群との取り組みは、そうスムーズに進んだわけではない。サンスクリット語に通じた学者や僧侶たち(いわゆるcourt Pandits)をインフォーマントとして仰ぎ、当初はその知識や翻訳、さらには解釈の力に支えられればその目的は前進するはずであった。ところが、支配の深化に浮上するインド社会の多様性はテキスト権威への全幅の信頼だけでは収まらない様相を次第に彼らに見せ始めていく。やがて、現場をなかなか捉え切れないイギリス側の当惑やその不信の先に広がる懐疑は、インド側協力者の人格的資質やテキスト自体がはらむ時代とのズレ、さらには法理的見地からの矛盾などに連なる不満に及んでいった⁽¹⁷⁾。こうして、イギリスはその誤算を精算するかのように当初の法務指針を変えるに至るのであり、それは、すでにその支配の始まりからおよそ100年も経てのことだった。イギリス本国から送り込まれた行政官たちによる、仕切り直しをかけたあらたな法の体系化が始まった。よみがえった当の古典の蓄積は、イギリス独自の法解釈や見解のうえに改め直される場合もあり、事実そのようにインド側へ提案されていく法務スタイルを、以後、彼らは主導していくことになった。

ヒンドゥー法はこのように、インド近代との「共同」成果をその重要な部分とし、植民地社会という磁場のなかで変容も遂げ、今日、厳密にはAnglo-Hindu Lawという呼称がより相応しいものとして存在する(インド社会の二大身分法として、同じくイギリスが関与を深めたイスラーム教徒に関するムスリム身分法、すなわちインドAnglo-Muhammadan Lawの起源も同時期とな

る)。補足となるが、ダルマ・シャストラについては、以上の経過をもって、同古典世界の全貌がその植民地期に明らかにされたとまで考えるのは正しくない。繰り返すが、イギリスはあくまで支配の必要から現地社会の「法律書」を求め、同文献群にたどり着いたのであったからだ⁽¹⁸⁾。関心が異なれば、拾い上げる先についてくるものはまた違っていただろうことを想定して誤りはあるまい。

さて、これまでのところでヒンドゥー法をめぐるあらたな文脈が明らかになった。イギリスによる仕切り直しは、植民地インドにおける法務行政の転換点であり、その統治経過に身分法という遺産、すなわちヒンドゥー法が整えられていったということになる。だが、そもそも植民地政府を動かす為政者として十分な立法権限をもちながら、なぜその関心は現地法に固執したのだろう。そこには古典原典の発見から査定に至り、その先もそれを維持し、運用し続けることに資するとする何か強い判断がなければならぬように思われる。なにより、今日にまで及ぶその影響に鑑み、この問いはさらに深められなければならない。

東インド会社統治の100年を引き継ぐかたちで始まったイギリス・インド帝国（成立は1877年）下であって、当時、インド人口の圧倒的多数はまだ農村部にあった。土地をめぐる権利関係において、すでに階層分化が見られたところに、着実な収税確保の目的でイギリスが導入した近代的土地所有権は、その農村部に新たな力関係を急速に発展させ、20世紀を迎えるまでには、すでに個人においては上昇も没落も激しくありうる大きな変貌の時代を迎えていた。同時に植民地インドの経済は、イギリスを通じて間接的にも世界市場と連結する活況のもと、その取引に関わる新興商人層の台頭を著しいものとし、従来、土地の保有高に依拠し語られてきた富や資産のあり方も、都市空間の興りとともに変容していく様相を示すようになった。ただし、両空間は対抗的であるというよりは、むしろ相互に補完的だった。実際、都市部に溜まった資金は投資というかたちで農地へ転化されたし、他方、両空間を間接・直接につなぐ不在地主や高利貸の発生、さらには新たな就業機会を生む都市への移動民の挑戦は、カースト身分やそれに基づく伝統的生業へのそれまでの従属関係を常に反面的バネとしていたからである。

重要なことは、こうしてインド社会が前例のないほど揺れ始めた世紀転換期に著しいものとなった人々の強い心的「流動性」が、まさにこの社会を

「固定」してきたあり方を拒みはじめていく状況である。しかしながら、時代の好機をつかもうとする人々のそのような上昇志向は、そのまま一気に個人を超えて社会に接続したわけではない。わけても、先のヒンドゥー家族のなかの合同家族形態は、もともとインド農村部に支配的であった村落共同体という伝統的社会集団のなかで築かれてきた関係であった。そして農業がインド経済構造のなかで圧倒的に重要であった時代を支えるところに、それは20世紀に入ってからもその意味をまだ基本的に失わずにいたことをここにまず確認しておこう。

そこでは集団全体の利害関係が、成員各個人のそれを凌ぎ、あくまで控えめに立ち振る舞う個人が集団全体の利害に従う見え方を特徴としていた。ただし、それは個人の人格や価値までを消し去るものではない。むしろ集団利害が優先されれば、あとは成員間の然るべき地位は保持され、それが結果として高い安定的生き方につながるとされたからだ。そうして、このあり方を実際に維持するため、家族は家産を設定し、成員間で共有し、それらを次代に安定的に継承していくのである。その総責任者が家長となる。つまりヒンドゥー法がとらえる合同家族とは、単なる相互扶助的目的での共住にあるのではない。先にもふれた通り、あくまで家を単位とする理想秩序の実現に、社会、ひいては世界の「完成型」がとらえられてきたため、その出発の最小単位である家の存続に寄せて、家族に十分な経済的機能が現実的に託されてきたのである。

その上で、こうも言えるであろうか。家産を基礎とするその共同的連帯は、その中にいる限りは保障をとまなうが、そこで発言権があるとされる成人男性個人が仮にも経済的実力を持ち、その保障を不要とするようになり、家産の分割によって、そこから独立をめざすとする。原則、そのようにも道は開けられている。実際、「独立」による分割資産がその個人のさらなる資産形成に働くのであれば、合同家族という関係は、実はほとんど資本の回転原理そのものである。しかも、その離脱/独立成員はまたそこから自らを長とし、妻や子を単位とする別の合同家族をあらたに作る事が可能である。もっとも、当初家産の分割は家長側合同家族にとっては必ずしも好ましいことではない。とりわけ生産手段である土地の分割ともなれば、離脱成員の農村部からの転出だけではなく、さらなる第三者への土地の転売や所有権の移譲という可能性もあとに用意しうることになる。

実際、この植民地期の家産の分割は、当初「関係」の空間的分散を前例のないほど促し、旧来の農村型社会の成員関係とそこにあって長く盤石であった既得権を著しく脅かし始めていくようになっていた。ただ、「合同家産」の安定的存続を望む既得権層については、その存在を厳密には農村部にのみ特定することは出来ない。先にも述べたように、農村部と都市部とはすでに相互補完的に事実上つながっていた。要するに都市部にあっても、獲得した財を家父長的「合同」運用で、事実上、居住空間の別なく増やすことはできるのであったから。だが、このような「合同」運用家産のあり方は、新時代感覚につながって独立的に「個人財産」の設定を望む新エリート層のそれとは次第に相容れないものとなっていったことは注目される。

植民地期で参政権がまだ財産制限下にあり、インド人メンバーが限られていた19世紀末から20世紀にかけ、南インド・マドラス州議会ではその辺りの事情を伝える法案が審議されていて興味深い⁽¹⁹⁾。例えば「学識利得法案 (Gains of Learning Bill, 1891)」は家産から捻出された費用で成員個人が獲得した専門教育により生ずる就業所得について、これをあくまで個人所得として「合同」部分から分離することを目指したものだ。また「ヒンドゥー合同家族成員分離法案 (Hindu Coparceners' Partition Bill, 1916)」は成員間にその意思を諮らざとも、合同家族からの分離を望む成員が一方的にそれを実現しようと、これも「合同」からの離脱をもって個人財産権の確立を目指す新エリート層の、それ自体が抱負であった。ちなみに後者は結局日の目を見ず終わり、その背景に窺える確執や勝利を誰がどのように味わったのかは、もうここに言うまでもないだろう。他方、1930年に至り成立した前者「学識利得法案」についても同じことが言える。つまり、それは「合同」の家父長的権威を束ねる言説がいかに紡がれ続け、また時代の危機にも晒されてきたのかを語るものであり、このような局面は、今日ヒンドゥー法の歴史を知る上で避けては通れない。

ところで、一地方から発信されたこの二法案の経過を前に、忘れてはならないことがある。この間、一体、イギリスはインド人社会のなかで進行するこの激しい利害対立をどのように観察していたのであろう。そもそも現地法をめぐる単なる揉め事であると傍観していたのだろうか。この地方版二法案の経過に重なる頃、イギリスにとってのインドは、全インド統治の根幹を定める「インド統治法 (Government of India Act)」、いわゆる1919年法ならびに

1935年法が施行されていく慎重な時期にあった。すでにインド側には、のちの権力移譲、すなわち独立に至る道筋を固めていく政治勢力がほぼ出揃った。だが、そのイギリスにはいまだインド撤退の意思は微塵もない。結果として「何かを与えながら、何かを骨抜きにする」空ろな非現実的譲歩を小出しにし、事実上その支配の延命をはかっていた彼らであった。それをまたインド側は熟知した。自らもその利害にあっては一枚岩ではない。

睨むインド側の政治算段は、次第にインド統治の継承権をいかにイギリスから譲られる対象となるかに焦点が絞られていく。最終局面で「誰がインドを代表するか」がイギリスに認められるには、まずその「代表」候補であり続けることだ。この意味において、イギリスが二つの統治法を通して、インド側に限定的ながら与えていく財産制限下の参政権の意義は大きい。

当時、インドにおいてそれを満たしうるのは財産所有資格であり、事実それを反映する支配的地位にあった有力者たちの多くに、とりわけ地主は目立った存在だった。ただ、新しい専門職能集団としてのインド人の存在もこの時期に実は無視できなくなる。とりわけ弁護士はその最たるものだった。宗主国イギリスへの留学をはじめ、高度な専門教育のもとで資格を得、参政権の拡大に比例しながら、やがて彼らはその職能的影響力をこの植民地インドで遺憾なく発揮していくのであり、事実そのように彼らは時代を特色づけた。政治は政党が動かすというより、むしろ弁護士資格をもつその職能集団が政党に人材を送り出し、議場を活性化させていたという方が実態に近いであろう⁽²⁰⁾。植民地支配下における「法案」をめぐる交戦はこのような時代のあり方を映し出して余りある。合同家族というきわめて内なる「関係」が公共圏という明るみに現れ、こうして人々の議論にのぼるといふ、それは前例のない「時代」をも作っていたのである。このようななかで、インド側利害の優勢や劣勢を見定めるイギリスは、過度に勢力を伸長するものを時に抑え、その対極にあるものへの関わり方を常にその視野から外さなかった。

「学識利得法」の前進により、イギリス統治下のマドラス州ではヒンドゥー法のいわば根底を支える「合同家族」が再び揺れた。ヒンドゥー家族の「家産は誰が所有するか」という問いをめぐる、いわば確定済みの歴史的前提に、個を対置する挑戦がまたも執拗に突き付けられたことになる。「合同」か「個」か、という構図に切り取られていくその確執は、走る利害の鮮明をそこに映し出した。しかしながら、それは鮮明であるほどに、問題の細部や

複雑さを切り落とすものであったから、「ヒンドゥー法問題」の核心が、そのためにかえって如実にさらけ出される段階を迎えていくことになるのはすでに時間の問題であった。すなわち、ここでの「個」の解放は、まだ男性優位の家父長制の語りに閉じ、女性をその視野に収めてはいない。限定的「個」の議論にあぶり出され、個人の見え方に新しい可能性が語られていくなかで、この越えられていない壁にむかって、ようやく一つの法が前進するのは1930年代も後半のことだった。

IV. ヒンドゥー法のなかの女性たち、新ビジネス環境時代と「個」への挑戦

独立を10年後に控えた1937年は、インド政治史にとっては一つの分岐点となる年である。イギリスが不完全ながらも地方における全面的な責任自治を約束した1935年統治法のもとで初めての選挙が行なわれた。独立の青写真がそれで明らかになったわけではない。まだイギリスにもその用意はない。それでも、この選挙結果の明暗にやがて「宗教」と政治が歪なかたちで癒着し始めることは、その後の独立までの道筋を振り返った時、ある意味ではほとんど取り返しをつかない事態の始まりでもあった。惨敗を喫した全インド・ムスリム連盟はその結果をもって大衆化路線と地方攻勢とに転じ、大勝のインド国民会議派はそれゆえにその背後で動こうとしている事態への重大な関心と歩み寄りを薄めていった。間もなく不可避となる分離独立という政治過程が漸進的にも用意されようとするまさにその時代の緊張に、執拗なもう一つの大義がその存在を現してくる。「インド独立」にむかうそのナショナリズムを「ヒンドゥー民族」の大義として完遂するとする、いわゆるヒンドゥー主義である。インド型多文化主義をいわば真っ向から否定するこのヒンドゥー主義がその後独立インドに接続し、独立までの反英運動を通してインド解放に尽くしたかのM.K.ガーンディーが、間もなくその主張に暗殺というかたちで倒れることは周知の通りである。

本稿ではこれまでであえて「ヒンドゥー主義」という言葉は用いてこなかったものの、その源流をたどれば、植民地時代を通して高位カースト集団の間に形成されていった明らかな政治利害にはじまっている⁽²¹⁾。すでに前章でも述べた通り、この社会の高位特権層とは、もともとその正統性を自ら歴史的に確立してきた一つの伝統的権威である。家父長制への掛け値無い信念と信頼を含め、この社会の通念や深層部を支配し、その意味ではヒンドゥー法

の隅々までも彼らは長く照らし続けてきたと言えよう。近代以降の「ヒンドゥー主義」は少なからずそれらにつながる利害であることもここに言をまたない。ただし、その利害の現れ方は決して政治領域にのみ限定されるものではなく、今日もなおこの社会の広範な分野にわたって窺いうるものである。

その1937年、連邦中央の議会では、ヒンドゥー法の正統的利害関心と真正面からぶつかる一つの法が成立した。「ヒンドゥー女性財産権法 (Hindu Women's Rights to Property Act, 1937)」である。女性の財産権については、それまで議論も不在であったところに、同37年法が初めて突破口を開き、まずは「寡婦」相続への道が開かれた意義は大きい。ただし、インド側改革派議員から出された当初法案がそのまま通過したわけではない。とくにその農地相続に至っては、ヒンドゥー主義のみならず、ヒンドゥー法の大義掲げる保守派が譲れぬところとしたから、結局イギリスはそれに折れ、法案は妥協の産物となった⁽²²⁾。しかしながら、その不徹底がまた大きなしこりをこの社会に残し、女性、財産と法が三つ巴となる課題に、いよいよ女性たちの当事者意識が高められていくことになったことは重要である。こうしてヒンドゥー法については、先にも述べた通り、独立後、その改革を切実なものとし、新政府が取り組む最重要課題となっていく。その結果、足掛け9年(1947年から1956年まで)をかけた議論は、やがて四つの法(Hindu Code)に成文化され、それが今日に至っている⁽²³⁾。

注目すべきことは、このヒンドゥー法改革期がインド憲法(1950年)の制定期に重なったことである。ここに同憲法の起草委員長であり、また独立インドの初代法務大臣であったアンベードカル(B.R.Ambedkar, 1891~1956)が、その改革のイニシアティブを握った首相ネルーの意を受け、独自の法案を用意したことは是非記しておかなければならない。周知の通り、アンベードカルとはイギリス統治下の西部インドに生まれ、その出自を辿れば、いわゆるバラモンを頂点とする正統ブラフマニズム体制の最・底辺にあった。そこから始まる人生は厳しい差別という不条理との格闘であったが、新しい時代を味方とし、持ち前の才能と強運とを开花させながら、欧米留学で獲得した並外れた教育の力を武器に、当時その身分にあっては異例の社会的地位に昇りつめていた。

そのような人物がヒンドゥー法とその周辺を立ち上げる正統権威にどのよ

うな距離を保ち、改革自体を受けとめたのかは、その後、日の目をみることなく終わった彼独自の「オリジナル・コード」に窺いえる。その基調は以下の点において、もはや伝統的ヒンドゥー法との決別である。すなわち、それは低位カースト女性たちには当たり前の「離婚・再婚」権を女性一般に堂々と認め、ミタークシャラー法源下の合同家族制を廃止し、さらには女性財産相続権の内容に、とりわけ寡婦の完全相続を約束するものであったからだ⁽²⁴⁾。

改革の旗を振りながらも、その「急進」がすぐには動かぬインドであることを強く危惧したネルーは、近づく第一回総選挙を前に、アンベードカルのコードを間もなく事実上保留した。言うまでもなく、選挙を前に、ヒンドゥー法改革の行方はすでに一つの争点であったから、彼にとってその扱いは極めて慎重な判断を要した。ネルーの対応を知ったアンベードカルがその職を辞任するのは、それから間もなくのことになる。やがてインド国民会議派は、そのネルーのもとで大勝した。ヒンドゥー法の改革は、こうしてその時から「現実」になりうるものを選択するかのように再スタートし、先の四法を仕上げていく原則が決まったのである。

結局、進歩性に乏しく、保守派の望むミタークシャラー法源は全四法を貫く柱となった。女性の「離婚・再婚」権はあくまで制限がついての前進である。慣習法の復活も見た。養子縁組みにあった性別偏向の問題点は、女子の選択肢をあえて掲げる姿勢にやがて解消されるという楽観を残したか。女性の相続権については、財産所有の一部実現までをようやく確認した（が、これは前述の通り2005年改正により、適用範囲の限定はあるが、女性にも男性共同相続者と対等の地位が約束された）⁽²⁵⁾。

現代インドにおけるヒンドゥー法をめぐるさまざまな利害の構図を本章では概観してきたが、この法が立ち上がる現実空間とは、そもそも閉じたものではない。本稿では、同身分法の性格上、多数派ヒンドゥーの動静に焦点をあててきた。しかしながら、現実是他コミュニティの身分法問題とも実際には深く連動していることを忘れてはならない。筆者はかつてそのようなあり方について、1980年代インドにおけるこの国の政治と国是であるセキュラリズムとの関係について分析を試みた⁽²⁶⁾。いわゆるシャー・パーノー訴訟とそれをめぐる最高裁判決の波紋である。離婚後の扶養手当ての請求からはじまったムスリム女性のきわめて私的な一訴訟が、ムスリム身分法とその周辺をかためる保守的利害空間にはさまれながら、やがて時の国政の一級緊急事

に接続していく、それはきわめて異常な過程であった。同時に、「身分法」の存続か、あるいは「統一民法」の導入かをめぐる国をあげての論争に、この国の共生という課題のとてつもない深みに迷い込んだ感を強くした。

時は21世紀に突入している。自由化後のインドは先にも述べた通り、世界と緊密につながり、近年ではむしろ世界スタンダードがどのようにその〈固有な〉環境に適応していくのか、そこにも本稿、最後の関心がある。2009年、インド・ビジネス界に「有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership, 以下LLPと略記)」が導入された。現在、世界では多くの経済活動が会社組織を通じて展開されている。わけても、事業が行う法的な仕組みとして、株式会社形態が主流になりつつあるなか、実際には他の形態も株式会社にはない魅力を出しながら台頭してきている。その一つがLLPである。世界を視野に、個人やベンチャー企業が自由な発想で事業につながる経営資源を開拓し、見事にそれを新製品として生み出している、そんな時代をわれわれは今日迎えている⁽²⁷⁾。この日本に目を移しても、そうだ。開発から、生産、販売と一手にすべてを引き受けて「自前主義」でやるスタイルから、むしろ得意専門分野を見極め、その環境でつながるパートナーとの新しいビジネス・スタイルが現実にも力を持ち始めている。そこにこのLLPが出現した。

もともと、このLLPとは2000年にイギリスで創設された。従来の会社組織と違い、その柔軟性は今や各国でかなり広く共有されているところであり、出資者（ここでは組合員）の有限責任による債務返済の緩和だけではなく、その事業実際における当事者間の近さ、などが今後に期待を持たせることになっている。比較的緩い条件で事業を開始/解散できることもまた大きな利点の一つとなっているようだ。ただし、そのLLPに関わる税務という点について検討してみると、インドLLPの特異さがやや際立ってくる。日本との対照が良い例となろう。

この日本でLLPが立ち上がるのはインドLLP法が施行される4年ほど前の2005年となる。ここでは、そもそもLLPとは組合であるため、それは法人格をもたず、その限りにおいて自由に組織、運営、利益配分を決定する。当然、そうしたLLPには法人税は課税されない。あくまで組合員たる出資者の利益に対して課税される。ところが、インドでは、このLLPに対する課税をそのように考えない。あくまで事業体課税（定額税率）であるので、課税対象はLLP本体であり、その事業によって利益分配を受ける組合員たちは、そのた

め非課税となる。つまり、個人を見えにくくし、いや個人を見えなくし、最後は「本体」が残る。この点において、HUFに似ているという指摘は傾聴に値しないだろうか⁽²⁸⁾。節税効果という点において機能する役割が不思議と重なるのは一体なぜなのだろう。

インドLLP法案が上院に提出されるのは2006年のことであったが、当初はその新しい性格をもつビジネス・スタイルは比較的規模の小さい事業を支える有効な手段と一般には見なされていたようだ。しかしながら当時、同法案ロビイストたちの顔ぶれには植民地時代に設立の歴史をさかのぼる「インド商工会議所連合」(1927年設立)や「インド工業連合」(1895年設立)を背景とする、いわゆる財閥系の有力なビジネスマンたちが控えていたという⁽²⁹⁾。インドLLPの正体は今後どのようなものとなっていくのであろう。小さき者や弱者を保護する配慮が残り、それぞれが「成長」の時代の地平をより良く見渡せることに資するものとなるのか、あるいはインドの将来にける有力な外国籍企業の誘致などを促進するだけに終わるのか。ビジネスの最前線も、家族のそれも、新時代をともに並走するこの国の多様な表情を語ってやまない。

おわりに

世界とつながる新ビジネス環境時代に入り、インド映画の勢いがとまらない。しかも近年のそれは「脱領土化」を著しい一つの特徴とする。なかには監督自らがその立ち位置を戦略的に使い、実際、国外から「伝統インド」を逆照射するような野心的な作品も出てくるようになった。以下に紹介するミーラー・ナーイル女史(1957～)は、そのようなディアスポラ映画人の典型と言ってよい。

同女史の『モンスーン・ウェディング』(2001年、ヴェネツィア国際映画祭にて金獅子賞受賞)の舞台は首都デリー。ラリット・バルマは北インド出自のパンジャービー・ヒンドゥービジネスマン。数日後に控えた娘の結婚式の準備でおおわらわのところに、世界各地に離散し、それぞれに成功した親族一同が久々に参集する。それは新しい文脈で可視化される、紛れもない現代の合同家族の一つの姿である。中心はあくまでラリットの娘アディティの婚礼だが、その前日までの彼女の「秘密」とともに、宴の裏側では別の女性たちの二つのドラマも同時に進行する。

その一つがアディティの従姉妹リアのそれである。めでたいはずの一族再会は、本人が子ども時代に叔父テージ（インドに帰国し、宴に参加）から受けた虐待を想起させる場面展開で、家長ラリットの苦悩に変わる。リアについては、その父亡き後、不憫な「娘」として我が子同様近くで見守ってきたラリット。そのリアによってよもや告げられるとは思ってもいない親族テージの行状履歴。突然その晴れの間から退場を宣言する彼女に、ラリットの英断が掛かる。宴は壊せない。はじめからリアの話は聞かなかったことにすることもできただろう。ところが、家長ラリットは最後にリアの尊厳に軍配を上げ、テージをその宴から退去させる。

では、年長男性の優位を退け、女性の精神的救済を選んだ彼は家父長的伝統を破る役どころを演じたというのだろうか。繊細な判断が要る。なぜなら彼は決断を下す人物としての家長を、あくまで伝統に違わず完璧に果たしているからである。テージに対するその命令は絶大で、事実、本人は酌量の余地すら与えられず、宴を前にインドを出国することを余儀なくされる。同作品に、インド「新時代」の家長のあり方を見るところという向きもあるかもしれない。しかしながら、壊れそうなすべてが家長の技にかかって「均衡」を保つ瞬間に、「合同家族」とは合同のかたちではなく、「紡がれる」力にその見え方の多様性が実は幾通りもあるのだろうという真実にむしろ気づかされる。長い歴史時間を潜り抜けてきた「家族」とは、そのようなあり方をすべて含んでのものであり、硬直した遺物なのではなく、むしろ揺るぎない弾力をもつととらえるべきかもしれない。

現代の「伝統家族」の表情はますます多様である。本稿ではヒンドゥー法下に定義が定められ、同時にインド所得税法下に課税単位としてあるHUFの今日的節税意義にふれながら、それが家族、コミュニティ、歴史、ビジネス、政治、宗教、経済という領域に広く横断的につながっている様的一端を見てきた。そもそも現実とはそのようなあり方でしかないところに、それでもその強度を激しく覚える昨今にあって、また一つのパノラマが展開されていく。

現モディ連邦政権誕生から1年以上が経過した。目下、構造改革なき経済成長はありえず、その迅速化に向けて、労働法の改正、土地収用法改正、税制簡素化、外資上限緩和による企業誘致強化から成る一連の「つながる」改革事案が一挙に動きはじめているインドである。同時に、多くの既得権が揺

れはじめ、全国レベルでは2015年9月2日、インド各地でこの一日に集中し、人口の一割超にあたる1億5千万人が参加するという大規模なストライキの発生をみた。

既得権には小さなそれもある。同月、地方にスポットをあてると、ジャイナ教徒（2011年統計でその人口は全インドの0.4%、450万人）の2015年の祭典日に合わせ（9月のParyushan）、西部インド・マハーラーシュトラ州最大都市のムンバイでは家畜の屠殺と肉の販売を四日間禁止する日が設けられていた⁽³⁰⁾。周知の通り、ジャイナ教徒は平素から厳格な素食主義者として知られ、あらゆる生命を傷つけないとする配慮から、同大祭ではとくに根につながるものの摂取も一切慎む。この度の決定はコミュニティの教義慣行に基づく特殊な要求が自治体当局に公然と認められたということであるが、一体背景には何があるのだろうか。同ムンバイのジャイナ教徒たちとは、その出自をたどれば、インド最強の商人集団であるマールワリー系のグジャラティー（グジャラート地方出身者）である。ダイヤモンドのブローカーや株取引で巨万の富を築き、ムンバイに移り住むようになって10年ほどがたつ。土地の資産価値は大きく変わり、すでに先住の市民たるマラーティーとの間には経済格差を反映する居住空間が出来上がっている。

零細ながら、本来であれば、その禁止日に肉の商いを行いえた小商人たちがいる。肉には家禽・魚肉の別もある。その関心を含め、日々の不満を「票田」に代えるべく地元の政治家たち（Shiv Sena政党）がその対立の構図をあたたため、ジャイナ富裕層を取り込むモディ政党BJP（同州も政権担当）のかじ取りを注視し、次の一手を用意している。皮肉なことに、両者ともに屈強の「ヒンドゥー主義」で伸長してきたところに、実は乗りあうものを多く共有する。すでにこの2015年には同州において41年ぶりに大型動物である牛の屠殺禁止例が出ており、この度はそれに次ぐ食肉制限だった。あとは何をどこまでそれぞれが「聖域」とするかかかかって、そこからはじまる世俗的算段に支持母体の形成とそれが動くこの先がある。肉問題が食問題に終わらないインド政治の重要な局面である。

ところで、ジャイナ教徒はインドでは小さなコミュニティ集団とは言え、忘れてはならないことがある。すでに、本稿冒頭で述べたように、同国内の仏教徒ならびにシク教徒とともに、コミュニティ誕生の歴史的経過から、非ヒンドゥー教徒でありながらヒンドゥー法が適用される集団である。つま

りはHUFの適用範囲がここにもあることだ。なんとも「つながる」とは執拗なまでに深いことである。

【注】

- 1) コーポレートガバナンスについては、花崎正晴『コーポレートガバナンス』岩波新書、2014。このほか「企業統治 何が必要か」上、中、下『日本経済新聞』(2015年9月3日、4日、7日) 参照。
- 2) OECD, Improving Corporate Governance in India: Related Party Transactions and Minority Shareholder Protection, Corporate Governance, OECD Publishing, 2014, (<http://dx.doi.org/10.1787/9789264220652-en>) .
- 3) ibid., p.40.
- 4) EPW, vol.21.no.46,1986.
- 5) 西口章雄「インドにおける20財閥の所有と支配の構造」『アジア経済』8 (10), 1967, ならびに「インド財閥の資本形成機構」『同志社商学』25 (4~6), 1974。このほか参考までに、新世代の研究成果として、Kumar, Rohit Vishal, An Bird's View of Indian Industry (rohit-vishal.8m.com/articles/AECO0001.htm) がある。
- 6) Gupta, Chirashree Das, "Globalization, Corporate Legal Liability and Big Business Houses in India", Cambridge Journal of Economics 34 (2010), pp.900~903.
- 7) インドの企業活動については、とくに現行の「インド共同経営法 (Indian Partnership Act, 1932)」と「会社法 (Companies Act, 2013 / 最新の会社法としてほぼ半世紀ぶりに改正された新会社法である)」が重要である。前者は会社の債務に無限責任を負うパートナーすなわち出資者を定め、利得・損失によってではなく、二人以上の当事者によるあくまで契約の関係で発生する事業形態であることを明記する。また、後者の新会社法については、一人会社制度の新設、非公開会社 (private company) の定義の見直し、株式保有や議決権行使契約に基づく「支配 (control)」の語句の明確化、「関連当事者 (related party)」の定義の新設、会計年度の定義の見直し、独立取締役の選任義務、内部監査人の選任義務などを主要ポイントとする。詳細は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所「インド新会社法の施行」(2014年5月1日付)。
- 8) 西浜徹「分かるインド⑦」『日本経済新聞』2015年9月17日夕刊。
- 9) 合同家族の詳細については、荒松雄『現代インドの社会と政治—その歴史的省察』中公文庫、1992年。

- 10) 1950年代の同論争については、Som, Reba, “Jawaharlal Nehru and the Hindu Code: A Victory of Symbol over Substance?”, Modern Asian Studies 28,1 (1994) 参照。また「統一民法」をめぐる最新の論調として、Mahmood, Tahir, “Walking away from the Code”, Indian Express, 20Oct., 2015 ならびに Shah, Ajit Prakash, “Towards a Modern Code”, Indian Express, 28Oct., 2015 などがある。
- 11) Gupta, Chirashree Das, “The Tenacity of the Hindu Undivided Family: Gender, Religion, and Tax Concessions”, EPW, vol. xlvi, No. 40, 2013, pp. 74-75, Gulati, I.S., and K.S. Gulati, The Undivided Hindu Family: A Study of Its Tax Privileges, London, 1962, Chap.1. なおHUFとその問題点については、本稿以下もこれら二点の先行研究に多くを負う。
- 12) 同法源については Parashar, Archana, Women and Law Reform in India, New Delhi, 1992 に詳しい。インド身分法問題全般によく目配りされた研究である。
- 13) 「同族経営と企業統治指針」『日本経済新聞』2015年9月18日夕刊ならびに花崎、前掲書、110-120頁。
- 14) Gupta, “The Tenacity”, p.75.
- 15) 渡瀬信之『マヌ法典 ヒンドゥー教世界の原型』中公新書、1997年、i-vi頁。
- 16) 同上書、20-21頁。
- 17) Derrett, J. Duncan M., “British Administration of Hindu Law”, Comparative Studies in Society and History, 4 (1), 1961. Rocher, Rosane, “The Creation of Anglo-Hindu Law”, in Hinduism and Law An Introduction, edited by Timothy Lubin, Donald R. Davis, Jr., and Jayanth K. Krishnan, Cambridge University Press, 2010.
- 18) 渡瀬、前掲書、234-235頁。
- 19) Shreenivas, Mytheli, “Conjugalinity and Capital: Gender, Families, and Property under Colonial Law in India,” The Journal of Asian Studies, 63(4), 2004, pp.942-951. Sturman, Rachel, “Marriage and Family in Colonial Hindu Law” in Timothy Lubin eds., op.cit., pp.96-100.
- 20) Levy, Harold Lewis, “Lawyer-Scholars, Lawyer-Politicians and The Hindu Code Bill, 1921-1956”, Law and Society Review, 3 (2), 1968, p.304.
- 21) イデオロギーとしてのヒンドゥー主義が前提とする「栄光の過去」をめぐって、著名な歴史家であるイルファン・ハビーブがそれについて批判的立場から、歴史の科学的検証に関し、最近興味深い見解を述べている (Habib, Irfan, “Nation’s mental make-up may suffer grievously”, Frontline, 16 Oct., 2015).

- 22) Levy, op.cit., p.306, Shreenivas, op.cit., pp.949.
- 23) 同四法は以下の通り。「ヒンドゥー婚姻・離婚法 (Hindu Marriage and Divorce Act, 1955)」「ヒンドゥー相続法 (Hindu Succession Act, 1956)」「ヒンドゥー未成年保護法 (Hindu Minority and Guardianship Act, 1956)」「ヒンドゥー養子・扶養法 (Hindu Adoptions and Maintenance Act, 1956)」.
- 24) Williams, Rina Verma, “Hindu Law as Personal Law : State and Identity in the Hindu Code Bills Debates, 1952-1956” in Timothy Lubin, eds., op.cit., pp.109-110. 今日、このなかにある「合同家族制廃止」を唯一実現した州が南インドのケーララ州であり、1975年のことだった。なお同州では独立後の1957年、一般成人普通選挙制下に世界で初めて共産党政権が発足した (Dewan, Ritu, “Indian Taxation System and Policies: A Gender Critique”, in Ritu Dewan & K. Seeta Prabhu, Macroeconomics and Gender, New Delhi, 2009, p.127) .
- 25) Ibid., pp. 115-116. なおこの前進により、近年、各地の裁判所で同 (改正) 相続法の遡及効を認める判決が出るようになった。この流れに対し、2015年11月2日、インド最高裁は同改正施行日遵守の原則を明確にした (参考までに “Hindu Succession Act : Girls born before 2005 law change now have equal rights to property too”, Daily News Analysis, 15 Aug., 2014, “Supreme Court sets 2005 cut-off on women right to ancestral property”, Indian Express, 2 Nov., 2015).
- 26) 杉山圭以子「80年代インドにおける政治とセキュラリズム—シャー・バーノー訴訟と諸論争を中心に—」『国際関係学研究』(津田塾大学) 1993 (20).
- 27) 経済産業省産業組織課「有限責任事業組合LLP」(<http://www.meti.go.jp>) ならびに「新産業創世記 消える垣3」『日本経済新聞』2015年9月8日夕刊.
- 28) Gupta, “Globalization”, pp.908-911.
- 29) Ibid., pp.895-897.
- 30) “Mumbai Meat Ban”, Indian Express, 20 Sep., 2015.